

緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会（第10回）

第10回 議事要旨

1 日時 平成26年4月23日（水）16:00～18:00

2 場所 総務省 10階 第1会議室

3 出席者（敬称略）

○構成員

長谷部 恭男（座長）、佐伯 仁志（座長代理）、森 亮二（座長代理）、木下 剛、木村 たまた、古賀 靖広、曾我部 真裕、高田 昌彦、高橋 克巳、長田 三紀、北條 博史、吉野 充信

○総務省

安藤 友裕（総合通信基盤局電気通信事業部長）

玉田 康人（消費者行政課長）、松井 正幸（消費者行政課電気通信利用者情報政策室長）、藤波 恒一（消費者行政課企画官）、増原 知宏（消費者行政課課長補佐）、戸取 謙治（消費者行政課課長補佐）

河内 達哉（データ通信課長）、西室 洋介（データ通信課課長補佐）

4 議事

（1）開会

（2）議題

ア 論点整理

事務局説明

イ 自由討議

（3）閉会

5 議事要旨

（1）論点整理

（2）自由討議

<位置情報の取扱いの在り方について>

- ・ 個別の同意というのは、位置情報を取得するたびに都度同意をとること、それと対比して包括的な同意というのは、今後一定期間位置情報を取得することをあらかじめ同意することと思っていたが、事務局の理解をお聞きしたい。

（事務局）ここでいう個別かつ明確な同意とは、位置情報の取扱いについて、利用者にポップアップ画面等で明確に示して同意を取得することで、位置情報を取得するたびに都度同意を取得することまでは求めていない。他方で包括的な同意というのは、約款等の

中で位置情報の取扱いの記述があり、約款全体に同意することで、位置情報の取扱いについても同意を取得すること、これを包括的な同意としている。補足すると、パーソナルデータの利用・流通に関する研究会の報告書においても、個別的な同意というのは、画面上でのクリックが、特定のパーソナルデータの特定の取扱いについて同意であることを本人が認識した上で行うことを前提とした同意を意味し、包括的な同意というのは、契約約款による同意など、本人が特定のパーソナルデータについての特定の取扱いについて認識することは必ずしも前提としてない同意であると定義している。

- ・ 公的分野での利活用について、「公的分野」の範囲は、事務局資料にもあるとおり、緊急時の災害救助といった人の生命・身体に関わる極めて公共性の高いものから、観光振興といった地域振興・産業振興的な性質を有するものまであり、その主体についても、国や地方公共団体から非営利団体まで存在するなど、かなり幅広である。また、何が極めて公共性の高い分野なのかについては構成員の間でも認識が必ずしも一致していないと思料される。このため、「取扱いを緩和することが検討されうる」という表現は、限定された分野にかかるようにした方がよいのではないか。
- ・ 公的分野での利活用については、「拡大解釈」を避けるためにも、位置情報の利活用による公共の福祉の増進の観点から、プライバシー上のリスクや利用者の受容度といった点を勘案して、「その取扱いを緩和することが検討されうる」という表現ではなく、「その取扱いを検討する」程度に収めるのが適当ではないか。

<位置情報の加工（いわゆる匿名化）について>

- ・ 利用者関与の仕組みについて、事務局より、位置情報が十分な匿名化がなされ、あるいは低減データとして取り扱われるにしても、位置情報の取扱いに係るオプトアウト機能を設けることが望ましいとしつつも、一方で、オプトアウト機能を認めることにより、統計上の有意性を失ってしまう等その利用目的が果たせない場合があることから、その利用目的等に応じた取扱いがなされるよう実証を進める旨の説明がなされた。しかし、そもそも統計上の有意性を失うほどのオプトアウトが寄せられることを想定するのであれば、その調査自体に問題があると考えるのが適当ではないか。
- ・ オプトアウトについて、例えば民間事業者の商業サービスで、無料でサービスを提供するためには、効率的に広告を打つために位置情報の収集が必要だ、というものがあれば、オプトアウトを設けないということも許容されるのかどうか。
(事務局) 基本的にはオプトアウトを設けてもらうことが望ましいと考えているが、位置情報の収集がサービスの根幹となっているのであれば、むしろ位置情報の収集がサービスの前提となっているということをきちんと説明・表示するというところかもしれない。報告書の記述の中で整理させていただきたい。
- ・ 十分な加工がなされているかどうかの判断は、事業者としても非常に難しい。第三者から判断してもらえるとありがたい。

<通信の秘密に該当する位置情報に関する論点>

- ・ 位置情報が匿名化され第三者に利用提供する場合の説明事項と、通信の秘密に係る位置情報が匿名化されて第三者に利用提供されることは、基本的には同じ場面の話ではあるものの、通信の秘密の場合は同意という要素が入ってくるということで、少し特別な扱いが必要だというふうに理解している。その上で、契約約款に書き込んで同意を取るべき内容と、周知により説明すればいいという内容については、匿名化された位置情報を第三者提供する場合の説明事項と一定の重なりがあることから、例えばどこまで約款に書かなければいけないのか、又は、どこまでは周知でいいのかとかいうことを整理すべきではないか。
- ・ 2の論点（匿名化）と、3の論点（通信の秘密の匿名化）の関係について、2の論点での整理は、通信の秘密に該当する場合にも認められるということなのか、それとも3で説明されたように、電気通信事業法との関係で何か違いがあるということなのか。（事務局）契約約款に記載する事項と周知していく事項については整理したい。2の論点と3の論点の関係については、通信の秘密に該当する位置情報については、2のルールへの上乗せという形で3のルールがあるということだと考えている。
- ・ 通信の秘密に該当しない位置情報については、取得することが正当であれば、取得する際にそれを利用するか、第三者に提供するという点については、包括的な同意さえ不要との理解で良いか。（事務局）位置情報に十分な匿名化を施す場合、それから個人特定性低減データを一定の範囲、一定のルールにしたがって第三者提供する場合には、それが取得時の利用目的でなかったとしても、必ずしも同意は要らない整理としている。
- ・ 参考までに、通信の秘密については、国ごとに保護範囲がかなり違いがある。米国では、サードパーティ・ドクトリンというのがあり、メタデータ、いつ、誰が、誰に対して通信をしたのかという情報は、クライアントがもともと通信会社に渡している情報なので、通信の秘密としての保護が及ばないというのが、米国の伝統的な考え方となっている。すなわち、今回日本では通信の秘密に該当するものとして議論している位置情報について、米国での保護は相当軽いということ。
- ・ パーソナルデータに関する検討会では、個人データの第三者提供は本人同意を得て行うことを原則としつつも、同意なく第三者提供できる類型として、一定の特定性を低減したデータを法令で作ることを検討している。ただし、同検討会では、個人情報保護法と通信の秘密は全く切り離して議論しているため、個人情報保護法においてそういったデータの取扱いが規定された場合でも、法令正当行為として、電気通信事業法上の違法性阻却事由として働くことまでは予定していない。

<Wi-Fi位置情報について>

- 電気通信事業者が取得するMACアドレス等のデータは、通信目的で使用する場合は通信終了から一定期間が経過すれば自然に消えるものと理解しているが、それ以外の目的で利用しようとする、当該利用について同意のあった人のMACアドレス等のデータの保存期間が長くなることに伴って、同意のない人のMACアドレス等のデータも保存期間が長くなってしまいうるのではないか。
- 質問だが、加入者情報等と紐付いていないMACアドレスというのは、匿名化された状態として捉えることはできないのか。

MACアドレスが加入者情報等と紐づけられるかどうかということとは別にして、MACアドレスといった端末に一意の番号それ自体が実質的個人識別性を有するものとして検討されてきている。